

岩手県告示第 195 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 107 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 大船渡市猪川町字久名畑 6 番 2 地先内
 - (2) 大船渡市日頃市町字田代屋敷 73 番 1 地先から字長岩 105 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで